

1. 物品調達標準契約書

(別紙 1)

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第8条 本契約の種類が請負契約である場合、受注者は業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。※R6.4.1～ 第7条の2⇒第8条に改正

2. 公告時の仕様書への記載

- ・請負者は、主たる部分のうち、発注者が定めた部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ・請負者は、業務の主たる部分の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者に申請しなければならない。
- ・請負者が業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、発注者は請負者に対し、下請負契約書（写し）又は請求書（写し）等を請求することができる。
- ・承認の要件は、原則として県内に本店を有する者、又はやむを得ない理由により発注課が認めた場合とする。

3. 印刷業務の下請負の可否

一般印刷の 積算体系	印刷前工程					印刷	印刷後工程
	A	B	C	D	E	F	G
	編集デザイン	DTPパーツ作成	DTPメイクアップ	文字デザイン校正	刷 版	印 刷	製本加工
						H	I
						用紙価格	諸経費・配送費
下請負の可否	主たる部分					その他部分	
	下請負できない				下請負できる		下請負できる
	申請不可				申請要※	申請不要	
提出資料	「印刷業務の下請負説明書（申請書）（様式１）」は必須です。						

※申請書を必要とする場合の承認要件

- ・原則として県内に本店を有する者
- ・仕様書に定めのある場合